

## 質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 屋代スマートIC詳細設計

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	契約について	本業務は複数年業務となりますが、各年度事の部分払い額もしくは支払い限度額の設定はあるのでしょうか。	各年度毎に部分払いや支払限度額の設定は設けていません。特記仕様書 1-6 に示す通り部分引渡しを実施予定のため、部分引渡し時に契約金額に相応分の支払いは実施します。
2	契約変更について	本業務は複数年契約になりますが、年度事に人件費単価が変更になりますが、その場合人件費単価変更に伴う変更契約はあるのでしょうか。	契約後に労務単価を変更することはありません。条件変更等により新規工種を追加した場合にはこの限りではありません。
3	参考見積 付帯工設計 調整池設計	参考見積の調整池設計ですが、特記仕様書 P14、2-7-3 調整池設計において (1)～(9) までの設計項目があり、(10) に業務規模として表があり、内容部分に積算基準の付帯工設計 詳細図作成項目で図面枚数の表示があり、業務規模を示されていますが、備考欄に記載の内容で安全施設詳細図は特記仕様書記載の設計項目 (1)～(9) のどれに該当するのでしょうか、また、備考欄記載内容と設計項目を比較すると (1) 基本事項の決定、(2) 構造物等の設計 (8) 数量計算 (9) 報告書作成が足りないのですが、業務規模と提示されたものには含まれていないという理解で参考見積を作成することで良いのでしょうか。加えて業務規模記載の内容部分に詳細図作成がありますが、設計協議説明図作成の普通以外の詳細図作成 普通を採用して良いのでしょうか。	特記仕様書 P14、2-7-3 調整池設計 (10) は業務規模を想定で示しているものであり、業務内容を示すものではありません。業務内容は (1) から (9) の内容で参考見積を作成ください。設計協議用図面作成については、業務内容を考慮して参考見積を作成ください。

4	参考見積 附帯工設計 函渠工設計	参考見積の函渠工設計ですが、特記仕様書 P15 2-7-4 函渠工に記載の(1)設計計画から(10)報告書作成までの1箇所あたりに業務規模が(11)業務規模の表に明示されておりますが、業務規模の表における備考欄に記載している内容と特記仕様書(1)～(10)までの項目と一致していませんが、内容部分に記載の詳細図作成人工で1箇所計上と言うことで良いのでしょうか。また、表の下段2つの詳細図作成は設計協議説明図作成の普通以外の詳細図作成 普通を採用して良いのでしょうか。	特記仕様書 P15、2-7-4 函渠工(11)は業務規模を想定で示しているものであり、業務内容を示すものではありません。業務内容は(1)から(10)の内容で参考見積を作成ください。業務規模については特記仕様書 P15、2-7-4 函渠工(11)に記載の通り1箇所あたりの規模を示しています。設計協議用図面作成については、業務内容を考慮して参考見積を作成ください。
5	金抜き設計書 3 頁 舗装設計	金抜き設計書 3 頁 舗装設計 1/500平面図は1/500平面設計、1/1000平面図は1/1000平面設計でしょうか。併せて平面線形図は1/1000線形図のことでしょうか。	そのとおりお考えください。
6	金抜き設計書 4 頁 標識設計	金抜き設計書 4 頁 標識設計 基本設計 設計計画・型式等の選定・平面図作成・数量表作成は調査等積算基準書 5-9-1 標識設計基本設計における取付道路及び市街地関係の歩掛を採用していることで良いのでしょうか。	標識設計 基本設計は、取付道路及び市街地関係の歩掛でなく連絡等施設関係の歩掛を採用しています。